

明石市緑の基本計画の
確実な達成に向けた
施策プログラムの充実について

(概要版)

平成28年10月

明石市

明石市緑の基本計画施策プログラムの充実について

■「明石市緑の基本計画」施策プログラムの充実の必要性

「明石市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に根拠をおく、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、本市の「住みたい、住み続けたい」まちの実現に向けた緑の指針です。

当初計画は平成11年1月に策定され、その後、社会情勢の変化などを受け、平成23年3月、現計画に改定されました。

現計画は平成27年度に計画中間年を迎えたことから、施策プログラムの充実が必要かどうかを判断するため、策定時の状況と現状を比較し、評価を行いました。その結果、以下のような事柄が明らかになりました。

- 「まちづくり市民意識調査」の結果により、**市民が求める施策に変化があったこと。**
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定により、**新たな市政目標、施策が示されたこと。**
- 緑の基本計画推進会議での進捗状況の評価等により、現時点での**明石市の弱みが明らかになったこと。**
- 開発等により市街化が進んだことで、**緑の面積が減少していること。**

上記により、現在の明石市の弱み及び、市民の新たなニーズを把握しました。その結果、それらを反映した今後の施策方針の策定及び、施策プログラムの充実を行うことにより、都市の緑が有する効果・効用の増進・増強が図られ、市が有する「まちづくりの課題」の解決に一層貢献できるものと判断しました。

■「明石市緑の基本計画」施策プログラムの充実の方向性

◆上位計画が目指すまちづくりからのアプローチ（明石市第5次長期総合計画）

明石市第5次長期総合計画で定めたまちづくり戦略の5つの柱より、緑の基本計画と関連性が高いワードを抽出し、それらに対する施策の拡充を行うことを施策プログラムの充実の際の方針としました。

まちづくり戦略を支える5つの柱	緑の基本計画との関連が高いワード
安全・安心を高める 子どもを守る視点から、あらゆる人の安全・安心を高めます。	あらゆる人の 安全・安心 を高める。
自立した温かい地域コミュニティをつくる 子どもの社会性豊かな成長を支える視点から、地域の中に温かく暮らし良いコミュニティをつくります。	地域の中に温かく暮らし良い コミュニティ をつくる。
明石らしい生活文化を育てる 子どもの豊かな心やふるさと意識を育む視点から、明石の魅力や良さを日々の暮らしの中で感じられる環境をつくります。	子どもの豊かな心や ふるさと意識 を育む。
まちを元気にする 子どもの将来の夢や目標につながる地域産業の元気、まちの活気を生み出していきます。	まちの元気 を生み出す。
一人ひとりの成長を支える 子どもをはじめすべての世代が学び、成長し、力を発揮できる環境をつくります。	すべての世代が 学び、成長し、力を発揮できる環境 をつくる。

また、平成27年2月から3月にかけて行われた「明石市 第5次長期総合計画・まちづくり市民意識調査」においては、以下の分野に対し市民の関心度が高く、「今後、強く推進すべき分野」として上位に挙げられていることから、施策の拡充・推進が強く望まれる分野であるといえます。

- 子育て環境・学校教育の充実、○防災対策、○観光の推進、○健康づくりの推進

◆上位計画が目指すまちづくりからのアプローチ（まち・ひと・しごと創生総合戦略）

明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた4つの基本目標と、その実現に向けた具体的な施策より、緑の基本計画と関連性が高いワードを抽出し、それらに対する施策の拡充を行うことを施策プログラムの充実の際の方針としました。

4つの基本目標	主な取組	具体的な施策
若い世代の子育て環境を整える	良好な教育環境の整備	心豊かな人づくり
新たな人の流れをつくる	住みやすい環境を整備する	生活基盤整備
		自然環境の保全、 良好な景観形成の推進
まちの賑わいを高める	明石の活力をみんなで高める	豊かな文化のある暮らし
	地域産業の振興	「明石の食」をいかした取組
	地域コミュニティの活性化	まちづくりの担い手育成と ネットワーク化
安全安心な暮らしを実現する	防災・減災の推進	地域防災力・ 災害対応力の向上
	みんなで安心して暮らせる社会をつくる	健康な心と身体を 育む環境の整備

◆緑の基本計画の進捗評価によるアプローチ

緑の基本計画の計画期間の前半を終えた中間時点での評価は、「計画は未達であるものの、一定の進捗を有している」でした。それに伴い、計画期間の後半の施策方針としては、「前半に実施した施策の更なる推進」が基本となると考えられ、近年の市の政策方針や最新の技術的知見を反映した施策プログラムの充実が、今後の緑の基本計画の更なる実行性の担保と目標の明確化につながるものと考えます。

また、評価結果より見えてきた「弱み」といえる「**まちの活性化・郷土愛の醸成**」及び「**避難安全性の確保**」の取組は、今後の緑の基本計画においてこれまでも増した取り組みの推進が求められるものであり、施策の確実な実施と拡充を必要としています。

●都市環境保全

◆温暖化の防止

【A-1】人口地率が高い地域におけるクールスポットの創出



(敷地緑化・壁面緑化の例)

(屋上緑化の例)

☆住宅や工場等を新設する際、一定以上の緑化を義務付ける。

⇒市基準に則り、一定以上の面積を有する新規開発において緑地の設置の指導を行っている。



◆生物多様性の保全

【B-3】一定規模以上の面積を有する樹林地の継続的保全



(金ヶ崎公園の里山整備状況)

(昆虫観察の様子)

☆森林レクリエーションの場として、「生物多様性あかし戦略」等と連携し、金ヶ崎公園を活用する。

⇒里山整備が継続して行われ、生物多様性の保全に寄与するとともに、「市民自然図鑑」の昆虫観察が行われるなど、市民交流も進んでいる。



●防災

◆避難安全性の確保

【C-1】地域防災公園・その他の都市公園における緑化推進

【C-3】公園等における防災東屋やかまどベンチ等の防災ファニチャーの整備の推進



(松江公園と公園内防災施設各種)

☆公園においては、適切な緑地面積を確保し緑化を推進する。
☆公園の一時避難地としての機能を十分活かすために、防災に対する施設の充実を図る。防災公園として必要な施設の配置計画を策定し、順次配置する。

⇒現在、地域防災公園として市内 10 公園が指定されている（別途一時避難地として 10 公園が指定済）。平成 23 年度の松江公園開設以降、新規の防災施設と成り得る公園の整備及び、防災機能を有した公園施設の設置等は行われていない。



「避難地・避難路の場の提供」、「災害救助・復旧拠点整備」の観点から、施策の追加・拡充を行いました。

◆浸水被害の軽減

【D-1】浸水想定区域に位置する都市公園における雨水一時貯留施設の整備



(出入口にハンプを設け雨水を貯留する)

☆公園の雨水一時貯留施設を順次整備する。
⇒H23～H27で81公園に設置予定であったが、公園利用等への影響を鑑み、14公園の設置に留まる。

【D-3】公園リニューアルに合わせた透水性舗装・浸透側溝等の整備の推進



(園路バリアフリー化の際に透水舗装を選定)

☆近隣公園以上のバリアフリー化に伴い、透水性舗装を広げる。
⇒園路のバリアフリー化計画を有する6公園すべてにおいて、透水性舗装を実施済み。



●景観形成

◆まちの活性化・郷土愛の醸成

【E-1】「明石海峡大橋の見える公園」における眺望拠点整備の推進



(朝霧南2丁目公園からの眺望)

☆明石海峡大橋の見える公園における眺望拠点を整備する。
⇒朝霧公園や朝霧南2丁目公園の2公園で眺望を考慮した施設配置を実施した。

【E-3】西国街道とその周辺の地域資源を活用した歴史の散策道づくり



(まち歩き西国街道の開催)

☆西国街道の休憩スポット整備を行う。
☆自然資源、歴史・文化資源など、地域資源の保全・活用を図る。
⇒「まち歩き西国街道」を市民の企画・主導により2回開催した。

【E-6】史跡名勝天然記念物等の文化財や、わがまちあかし十景・景観50選等をはじめとした地域資源の保全・活用



(公園内に船上城跡看板を設置)

☆史跡名勝天然記念物等の文化財や、わがまちあかし十景・景観50選等を始めた地域資源を保全・活用する。
⇒船上西公園に看板を設置するなど、地域資源の保全・活用を他課と協力して実施した。

【E-11】樹木の自然樹形に配慮した街路樹等の維持管理



(街路樹勉強会の開催とマニュアルの策定)

☆街路樹の保全・更新・再整備を行う。
☆街路樹選定・剪定方法をマニュアル化する。
⇒街路樹マニュアルは策定したものの、適正な運用には至っていない。



「明石らしい個性あるまちづくり」、「地域への愛着」の観点から、施策の追加・拡充を行いました。

☆：緑の基本計画策定時に定めた実施施策

⇒：平成27年度末時点での達成状況

○：目標達成を期待できる施策・事業にて既に運用されているもの

△：目標達成のためには施策の追加・拡充が必要なもの

×：事業が進捗していないもの

●文化・レクリエーション

◆生き生きと過ごすための場づくり

【F-2】公園施設長寿命化計画に基づく公園リニューアルの実施



(地元小学生が考えた遊具の設置)



(健康遊具の導入)

☆地域のニーズや利便性の向上の視点に立ち、公園施設の改修を順次行う。
⇒当初計画のとおり、約160公園330の公園施設の更新を実施した。施設の更新にあたっては、地元への意見聴取によりニーズを反映した。ハード整備は進んだが、健康遊具の配置計画策定や使い方講習といったソフト整備には至っていない。



(市内造園協会による剪定講習会の開催)



☆樹木が健全に生育するための育成・維持・保全に必要な管理方法を定める。

⇒公園管理に携わる市職員を対象に、市内造園協会等による樹木剪定講習会を2回開催し、適切な樹木管理手法の習得を図った。

【F-9】乳幼児・高齢者・障害者等の多様な利用者に配慮したバリアフリーの推進



(トイレや園路・出入口のバリアフリー化)



☆近隣公園以上の公園のトイレなどのバリアフリー化を行う。

⇒当初計画のとおり、9公園でトイレのバリアフリー化、そのうち6公園での園路のバリアフリー化を実施した。

「多様な市民の健康づくりの場」、「市民の健康増進への貢献」の観点から、施策の追加・拡充を行いました。

◆次世代の育成の場づくり

【G-7】コーディネーター等の人材育成とその配置や緑地保全・緑化推進に関わる情報発信（花と緑の学習園の活用）



(みどりの懇話会の開催)



小さな器の小さな景色

秋、季節の移ろいを感じませんか

☆コーディネーターを育成し、市内各地に配置する。

⇒みどりの懇話会を開催し、緑化ボランティアとの意見交換、情報共有を行った。
⇒はな・みど通信を定期的に発行し、緑化推進に係る情報発信を行った。

(はな・みど通信の発行・情報発信)

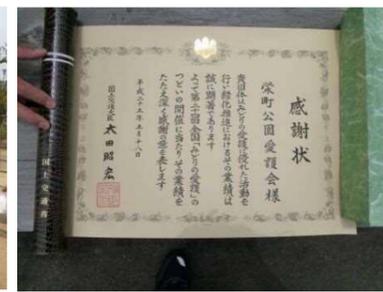
「食育・環境体験学習の場づくり」、「自立した地域コミュニティの形成」の観点から、施策の追加・拡充を行いました。

◆地域活動の場づくり

【H-3】公園愛護会の活動の場の確保



(公園愛護会の活動状況) (全国「みどりの愛護」での感謝状授与)



☆街区公園等の増加により、地域コミュニティ活動の場を増やす。
⇒H23～27の間に、38の街区公園が主に宅地開発により新設された。公園愛護会は18団体増加した。
⇒公園愛護会活動が盛んであり、全国「みどりの愛護」において平成3年以降、25回連続で市内の会が功労者表彰を受賞している。

【H-5】市民花壇・菊花展覧会・ひょうごまちなみガーデンショー等の発展



(幼稚園・小学校への菊苗配布と菊花展覧会への出品)



☆菊花展覧会の出品数を増やす。
⇒市内の幼稚園・小学校に配布した菊苗から育った梵天菊を菊花展覧会に展示し、伝統文化への理解を深め、認知度を高めている。



(花と緑の学習園をサテライト会場としクイズ大会等イベントの開催)



☆ひょうごまちなみガーデンショーのPRにより、出品数を増やす。
☆ひょうごまちなみガーデンショーのサテライト会場の充実を行う。
⇒花と緑の学習園等が、サテライト会場として活用されている。学習園ではクイズ大会等を開催し、見学者に好評を博した。

【H-6】公園愛護会の新規結成と情報共有・情報発信等による活動の拡充・連携



(愛護会総会の開催と講演会で最新知見・活動内容等の情報共有)



☆街区公園等の増加により、地域コミュニティ活動の場を増やす。
⇒公園愛護会総会を年1回開催し、活動内容の報告、情報共有・情報発信を行うとともに、活動の拡充に資するため、講演会により緑に関わる最新知見を示している。

「観光・文化の発信拠点」、「地域活動やイベント開催の場づくり」の観点から、施策の追加・拡充を行いました。

☆：緑の基本計画策定時に定めた実施施策 ○：目標達成を期待できる施策・事業にて既に運用されているもの
⇒：平成27年度末時点での達成状況 △：目標達成のためには施策の追加・拡充が必要なもの
×：事業が進捗していないもの

